

17 譲与税および交付金の概要

(令和7年4月1日現在)

種 目	被譲与団体	譲 与 の 基 準	譲与時期・使途																																		
自動車重量 譲 与 税 (昭和46年12月創設)	市 町 村	(1) 自動車重量税の収入額の1000分の407に相当する額を市町村に対し、その2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を道路面積であん分し譲与する。 (2) 譲与税の算定の基礎となる道路の延長および面積は、道路の種別その他の事情を参酌して所用の補正を加える。 ※自動車重量税は検査自動車および届出軽自動車に対して課税される。エコカー減税により、環境性能の高い自動車等について、新規・継続検査を受ける場合、税を減免する制度が設けられている。	第1期 6月(2月～ 4月) 第2期 11月(5月～ 9月) 第3期 3月(10月～ 1月) 使途制限なし																																		
地方揮発油譲与税 (平成21年4月創設) ※ 旧 地方道路譲与税	都道府県および市町村	(1) 地方揮発油税の収入額に相当する額を譲与する。 (2) 譲与税の100分の58に相当する額を都道府県および指定市に対しその2分の1を一般国道、高速自動車国道および都道府県道の延長で、他の2分の1を道路面積であん分し、譲与する。 (3) 譲与税の100分の42に相当する額を市町村に対しその2分の1を市町村道の延長で、他の2分の1を道路面積であん分し、譲与する。 (4) 譲与税の算定の基礎となる道路の延長および面積には、所要の補正を加える。 ※地方揮発油税の税率は5,200円/キロリットルで、これと揮発油税48,600円と合わせた53,800円/キロリットルがガソリン税となる。	第1期 6月(3月～ 5月) 第2期 11月(6月～10月) 第3期 3月(11月～ 2月) 使途制限なし ※使途を地方道路の整備に制限していた地方道路譲与税から使途制限を設けない地方揮発油譲与税に改正																																		
森 林 環 境 譲 与 税 (平成31年4月創設)	都道府県および市町村	(1) 森林環境税の収入額の全額に相当する額を譲与する。 (2) 譲与税総額の9割に相当する額は、市町村に対し、その10分の5.5の額を私有林人工林面積により、10分の2の額を林業就業者数により、10分の2.5の額を人口によりあん分し譲与する。譲与税総額の1割に相当する額は、都道府県に対し、市町村と同様の基準によりあん分し譲与する。 ※森林環境税は国内に住所を有する個人に対して年額1,000円の税率で課される(個人住民税と併せて賦課徴収)。	第1期 9月(3月～ 8月) 第2期 3月(9月～ 2月) 森林整備に関する費用に充てる。																																		
特 別 と ん 譲 与 税 (昭和32年4月創設)	開 港 所 在 市 町 村	(1) 外国貿易船が開港に入港する場合、とん税と併せて納付する。 (2) 税率は純トン数1トンまでごとに20円(1年分を一括して納付する場合は1トンまでごとに60円)とする。 (3) 特別とん税の収入額に相当する額を開港所在市町村に譲与する。 (4) 一の開港に係る二以上の開港所在市町村の区域が一の税関の管轄区域に属するときは、当該開港に係る港湾施設の利用状況その他の事情を参酌してあん分率を決定する。	第1期 9月(3月～ 8月) 第2期 3月(9月～ 2月) 使途制限なし																																		
航空機燃料譲与税 (昭和47年4月創設)	空 港 関 係 都 道 府 県 お よ び 市 町 村	(1) 航空機燃料税の収入額の13分の2(H23年度～R2年度は9分の2、R3年度は9分の4、R4～R6年度は13分の4、R7・R8年度は15分の4)に相当する額を譲与する。 (2) 航空機燃料譲与税の5分の4に相当する額は、空港関係市町村に対し、着陸料の収入額および一定の騒音基準に該当する地区内の世帯数によって下表のとおりあん分し譲与する。 残りの5分の1に相当する額は市町村と同様の基準で空港関係都道府県に譲与される。 <table><tr><td></td><td>令和5年度 まで</td><td>令和6年度</td><td>令和7年度</td><td>令和8年度</td><td>令和9年度</td><td>令和10年 度</td></tr><tr><td>着陸料割</td><td>50/100</td><td>40/100</td><td>30/100</td><td>20/100</td><td>10/100</td><td>0/100</td></tr><tr><td>延べ重量割</td><td>—</td><td>5/100</td><td>10/100</td><td>15/100</td><td>20/100</td><td>25/100</td></tr><tr><td>旅客数割</td><td>—</td><td>5/100</td><td>10/100</td><td>15/100</td><td>20/100</td><td>25/100</td></tr><tr><td>騒音世帯数割</td><td colspan="6">50/100</td></tr></table> ※航空機燃料税は国内線旅客機に積み込まれた航空機燃料1キロリットルにつき26,000円(H23年度～R2年度は18,000円、R3年度は9,000円、R4～R6年度は13,000円、R7・R8年度は15,000円)の税率で課される。		令和5年度 まで	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年 度	着陸料割	50/100	40/100	30/100	20/100	10/100	0/100	延べ重量割	—	5/100	10/100	15/100	20/100	25/100	旅客数割	—	5/100	10/100	15/100	20/100	25/100	騒音世帯数割	50/100					
	令和5年度 まで	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年 度																															
着陸料割	50/100	40/100	30/100	20/100	10/100	0/100																															
延べ重量割	—	5/100	10/100	15/100	20/100	25/100																															
旅客数割	—	5/100	10/100	15/100	20/100	25/100																															
騒音世帯数割	50/100																																				

種 目	被交付団体	交 付 の 基 準	交付時期・使途
利 子 割 交 付 金 (昭和63年4月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納入された利子割額に相当する額に、所要の調整を加えた後、政令で定める率(99%)を乗じて得た額の5分の3を、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付する。	第1期 8月 3月～ 7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～ 2月) 使途制限なし
配 当 割 交 付 金 (平成16年1月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納入された配当割額に相当する額に、政令で定める率(99%)を乗じて得た額の5分の3を、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付する。 ※県民税配当割は特定配当等の支払いを受けるときに係る税で、税率は5%。	第1期 8月 3月～ 7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～ 2月) 使途制限なし
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 (平成16年1月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納入された株式譲渡所得割額に相当する額に、政令で定める率(99%)を乗じて得た額の5分の3を、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付する。 ※株式譲渡所得割とは上場株式等の譲渡による所得に係る税で、税率は5%。	3月(3月～ 2月) 使途制限なし
法 人 事 業 税 交 付 金 (令和元年10月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納付された法人事業税額に相当する額に、政令で定める率(7.7%)を乗じて得た額を、当該市町村の従業者数であん分して交付する。 ※令和2年度から交付され、令和4年度までのあん分基準は、経過措置による。	第1期 8月(3月～ 7月) 第2期 12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～ 2月) 使途制限なし
地 方 消 費 税 交 付 金 (平成9年4月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納付された地方消費税の22分の10の額の、2分の1に相当する額を、うち2分の1を市町村の国勢調査の人口で、他の2分の1を市町村の経済センサス基礎調査の従業者数であん分して交付する。 また、当該道府県に納付された地方消費税の22分の12の額の、2分の1に相当する額を、国勢調査の人口であん分し、社会保障財源分として交付する。	第1期 6月(2月～ 4月) 第2期 9月(5月～ 7月) 第3期 12月(8月～10月) 第4期 3月(11月～ 1月) 使途制限なしと 社会保障財源分とに分けて交付される
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金 (平成元年4月創設)	ゴルフ場所在 市 町 村	道府県は、当該道府県に納付されたゴルフ場利用税収入額の10分の7に相当する額を、ゴルフ場利用税を納入したゴルフ場所在の市町村に交付する。 ※ゴルフ場利用税とはゴルフ場を利用したときにかかるもので、利用者1人1日につき400円から1,200円の課税。(非課税・減額等の措置あり)	第1期 8月(3月～ 7月) 第2期12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～ 2月) 使途制限なし
自 動 車 取 得 税 交 付 金 (昭和43年7月創設 ～令和元年9月廃止)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納付された自動車取得税額に、政令で定める率(95%)を乗じて得た額の10分の7に相当する額を、うち2分の1を市町村の道路延長で、他の2分の1を道路面積であん分して交付する。 ※自動車取得税とは、自動車(特殊・二輪を除く)の取得(50万以上)に対して課税される。エコカー減税により、環境性能の高い新車を取得する場合、税を減免する制度が設けられている。	第1期 8月(3月～ 7月) 第2期12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～ 3月) ※第3期の3月分は見込額 ※第1期の3月分は見込額との差額 使途制限なし
環 境 性 能 割 交 付 金 (令和元年10月創設)	市 町 村	道府県は、当該道府県に納付された自動車税環境性能割額のうち徴税费(5%)を除いた43%(R3年度以前は47%)に相当する額を、うち2分の1を市町村の道路延長で、他の2分の1を道路面積であん分して交付する。 ※自動車税環境性能割とは、自動車(特殊・二輪・軽自動車を除く)の取得(50万以上)に対して課税される。	第1期 8月 3月～ 7月) 第2期12月(8月～11月) 第3期 3月(12月～ 3月) ※第3期の3月分は見込額 ※第1期の3月分は見込額との差額 使途制限なし
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金 (昭和32年5月創設)	市 町 村	(1) 国が所有する固定資産のうち、自衛隊使用資産(飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫、通信施設の用に供する土地、建物、工作物)の所在する市町村に対し、毎年3月31日現在の所在状況に応じて交付する。 (2) 交付額(次のイとロの合算額) イ 交付金の総額の10分の7に相当する額を各市町村の交付対象資産の価格の合算額にあん分した額 ロ 交付金の総額の10分の3に相当する額を交付対象資産の種類および用途、当該市町村の財政状況等から総務大臣が必要と認め配分する額	10月 使途制限なし